

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
○ 第1章 東京都地域福祉支援計画の策定の考え方		
● 第4節 計画の理念		
1	「理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京」とありますが、地域づくりは当該地域の住民によって行われるべきであり、大学が地域づくりに参画しない方がよいと考えます。	ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 この計画は、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的に策定しています。 地域共生社会とは、「障害、高齢といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿」をいい、大学もまた、地域住民や地域で活動する団体などと同じく、地域をともに創っていく主体であると考えております。
○ 第3章 地域福祉推進のための施策の方向性について		
● 第1節 新たに盛り込む地域生活課題		
2	<b>（1）複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の推進）</b> ＜分野横断的な対応が求められる課題等の例＞という図のなかに、「様々な困難を抱える女性」があるものの、多様な地域生活課題への対応を見ても、「女性への支援」について、記載がありません。「女性への支援」について、記載をお願いします。	ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性への支援について記載しました。
3	<b>（2）孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進</b> 「地域福祉アンテナショップ」について、「誰もがふらっと立ち寄れる交流場所」と書かれていますが、女性や少女に特化した「地域福祉アンテナショップ」を別途、作る必要があると思います。	ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 「地域福祉アンテナショップ」は1つの事例としてご紹介させていただいています。地域には様々な取組があり、その取組の主体である個人や団体、グループ等の自主性は尊重されるべきと考えております。一方で、ご意見のとおり、地域で生活される方々の状況もまた、様々であり、こうした方々の状況を受けた多様な居場所づくりを進めて行く必要があると考えております。
● 第2節 テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために		
4	<b>（2）地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築</b> <b>ウ 地域福祉コーディネーターの活動支援</b> 「地域福祉コーディネーターの活動事例」において、「大学と連携し、65歳以上の高齢者世帯を戸別訪問してヒアリング調査を実施しました。」とありますが、もし、調査を行う場合は、大学に協力を求めるのではなく、自治体職員等が行うか、もしくは、調査会社に委託してはどうでしょうか。大学や大学教授の権威に拠らないことが必要ではないでしょうか。	ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 戸別訪問調査について、この事例では、「調査は、住民の協力が得られやすいよう、地域のキーパーソンとなる住民から声をかけてもらい、訪問を受け入れてもらえるように工夫」とあるように、住民の方が不快な思いや調査に対する抵抗感をなるべく感じる事の無いように配慮がなされています。もちろん、調査自体は強制されるものではなく、住民の方々のそれぞれの意思に基づいて行われるべきものと承知しております。

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
5	<p><b>（２）地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築</b>  <b>ウ 地域福祉コーディネーターの活動支援</b>                      「地域福祉コーディネーターの活動事例」において、CSWが都営団地で活動した事例が書かれていますが、そこにお住まいの方々からすると、部外者が立ち入ることで、大きなストレスを感じるのではないかと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      本文にもありますように、「地域には、既存の制度やサービスだけでは解決が困難な生活課題や、望まない孤立による生きづらさなどを持つ人々、といった課題があります。それらの課題の把握や解決に向け、地域組織や福祉専門職、関係団体などと連携しながら、地域で支える仕組みづくりを進めるのが、CSWです。」と記載しています。                      一方で、ご意見のとおり、CSWの活動に対し、ストレスを感じる方がいらっしゃるかも知れません。活動内容について可視化するなど、住民の方々にCSWの存在や活動について、理解を深めていくことが必要と考えております。</p>
6	<p><b>（３）住民参加を促す身近な地域の居場所づくり</b>                      東京ウィメンズプラザに気弱な少女や女性障害者、DV被害者等が集うことのできる居場所カフェのを作るとともに、弱者女性によるコミュニティ・カフェを作りたいと思います。事例として、男女共同参画センター横浜南フォーラム南太田の「めぐカフェ」を参考にしたいと思っております。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p><b>（３）住民参加を促す身近な地域の居場所づくり</b>  <b>ア 高齢者のサロン活動の推進</b>                      サロン活動の参加者は、資産を持たれている方が多いようです。高齢者でも裕福な方、そうでない方がいますが、資産の有無に関係なく、多くの高齢者が参加できるサロンの創設を希望します。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都は、高齢者の孤立化や閉じこもり防止のため、気軽に立ち寄り、参加できるサロンを整備する区市町村を支援するなど、「地域における居場所づくり」に取り組んでいます。地域の様々なサロンをご見学いただき、ご希望の活動に合うサロンをお探しいただくと幸いです。</p>
8	<p><b>（３）住民参加を促す身近な地域の居場所づくり</b>  <b>イ 子供の居場所づくり</b>                      虐待を受けた子どもや知的障害をもつ子ども、発達障害をもつ子ども、不登校の子どもなどへの居場所づくりを進めて欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      「子供の居場所創設事業」等を通じて、子供やその保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所づくりや、様々な事情を有する子供と保護者に対する包括的な支援を推進していきます。                      また児童虐待や不登校など、様々な事情を抱える子供の居場所づくりは大変重要であり、今後も進めていきたいと考えております。</p>
9	<p><b>（３）住民参加を促す身近な地域の居場所づくり</b>  <b>ウ 誰もが集える居場所づくりの推進</b>                      地域の公民館は、社会教育法に位置づけられている施設として、目的が定められていますが、誰もが集える居場所づくりを推進するため、市民がコミュニティ形成を目的とした法律に改正すべきと考えます。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      誠に申し訳ありませんが、この計画に対する都の回答の範囲を超えるものですので、ご意見への回答は差し控えさせていただきます。</p>

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
10	<p><b>（３）住民参加を促す身近な地域の居場所づくり</b>  <b>ウ 誰もが集える居場所づくりの推進</b>                      東京ウィメンズプラザの機能の充実を図るとともに、東京ウィメンズプラザや区市町村の男女共同参画センターなどで、セルフヘルプグループ（同じ問題をかかえる人たちが集まり、相互理解や支援をし合うグループ）の育成を進めて欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>                      「ア ボランティア活動の支援」「イ 元気高齢者の社会参加の推進」「ウ ソーシャルファームの創設及び活動の支援」「エ 地域における見守りの推進」「オ 地域における防犯活動の推進」「カ 町会・自治会活動の活性化支援」「キ 再犯防止に関する活動の促進」と7つありますが、「セルフヘルプグループの育成」を加えて欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      今回の第二期計画の中間見直しでは、地域福祉支援計画推進委員会及び専門部会を合計5回開催し、議論して参りました。また、第三期計画の策定においては、いただいたご意見も踏まえつつ、記載項目については、各委員のご意見を踏まえ、検討して参ります。</p>
12	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>                      「ア ボランティア活動の支援」「イ 元気高齢者の社会参加の推進」「ウ ソーシャルファームの創設及び活動の支援」「エ 地域における見守りの推進」「オ 地域における防犯活動の推進」「カ 町会・自治会活動の活性化支援」「キ 再犯防止に関する活動の促進」と7つありますが、「当事者運動の育成」を加えて欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      今回の第二期計画の中間見直しでは、地域福祉支援計画推進委員会及び専門部会を合計5回開催し、議論して参りました。また、第三期計画の策定においては、いただいたご意見も踏まえつつ、記載項目については、各委員のご意見を踏まえ、検討して参ります。</p>
13	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>                      「ア ボランティア活動の支援」「イ 元気高齢者の社会参加の推進」「ウ ソーシャルファームの創設及び活動の支援」「エ 地域における見守りの推進」「オ 地域における防犯活動の推進」「カ 町会・自治会活動の活性化支援」「キ 再犯防止に関する活動の促進」と7つありますが、「当事者研究の振興」を加えて欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      今回の第二期計画の中間見直しでは、地域福祉支援計画推進委員会及び専門部会を合計5回開催し、議論して参りました。また、第三期計画の策定においては、いただいたご意見も踏まえつつ、記載項目については、各委員のご意見を踏まえ、検討して参ります。</p>
14	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>ア ボランティア活動の支援</b>                      「首都直下地震などの災害対応をはじめ様々な社会課題に対応するためには、」と書かれています。違和感を感じます。地域福祉支援計画でなぜ災害について述べられているのでしょうか。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      わが国は、外国に比べて台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などの自然災害が発生しやすいとされています。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが被災地に駆け付け、災害の救援・復旧にボランティアが欠かせない存在であることを印象づけるとともに、人々のボランティア活動への関心を高め、多くのボランティアグループやNPO法人の誕生へとつながりました。都では、被災地の復旧・復興のために大きな役割を果たす災害ボランティアなど、ボランティア活動に取り組む個人や団体の活動を支援しています。</p>

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
15	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>ア ボランティア活動の支援</b>                      「都は、平成28年2月に「共助社会づくりを進めるための東京都指針」を策定し、個人やNPO、企業、大学等のボランティア活動を支援するなど共助社会づくりを進めてきました。」とありますが、共助社会づくりは進んでいるのでしょうか。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      東京都は、平成28年2月に策定した「共助社会づくりを進めるための東京都指針」にもとづき、ボランティア活動の普及啓発や環境整備など、継続的に共助社会づくりを進めているところです。</p>
16	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>ア ボランティア活動の支援</b>                      「東京2020大会」よりも、今後は、医療、福祉、教育行政に予算を使って欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      令和5年度予算の一般歳出（5兆9,354億円）に対する、目的別内訳をご紹介しますと、「福祉と保健」は1兆5,384億円（25.9%）、「教育と文化」は1兆1,980億円（20.2%）となっております。都では、限りある財源を重点的・効率的に配分し、都民生活の質の向上に努めています。【参考 令和5年度（2023年度）東京都予算案の概要 P,24目的別内訳】</p>
17	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>ア ボランティア活動の支援</b>                      「東京ボランティア・市民活動センターとの連携を更に進め、ボランティア活動希望者・参加者やNPOなど市民活動団体への支援の充実、区市町村や地域のボランティア・市民活動センター、大学等との連携、企業等との協働などを推進します。」とありますが、なぜ、大学との連携が必要なのでしょう。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      学生の方々にボランティア活動を通してその意義や重要性等を認識してもらうことは、将来の持続的な社会参加につながることから、都は大学と連携し、学生にアプローチすることが必要だと考えています。</p>
18	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>イ 高齢者の社会参加の推進</b>                      「都内の高齢者のうち、要介護（要支援）認定を受けている人の割合は2割を下回っており、高齢者の多くは元気です。」と書かれていますが、年齢層が記載されておらず、「都内の高齢者」では誤解を招く表現になっていないのでしょうか。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      令和2年1月時点の、東京都の要支援・要介護認定率は、前期高齢者（65歳～74歳）が4.6%、後期高齢者（75歳以上）が32.8%となっています。都は、多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現に役立つよう、地域社会に参加する機会を提供する区市町村などの取組を支援しています。</p>
19	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>オ 地域における防犯活動の推進</b>                      生活に困窮する方による犯罪を防止するため、生活保護の「水際作戦」を止めさせることが必要だと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      生活保護制度は、様々な理由により生活に困窮している人々に対して、生活保護法により、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、積極的にそれらの人々の自立した生活ができるよう援助する制度です。                      都は、ホームページ等で生活保護の申請は国民の権利であることを周知するとともに、各区市等の実施機関に対して生活困窮者自立支援制度の相談窓口など関係機関と連携し、適切な保護を実施するよう周知しております。</p>

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
20	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>オ 地域における防犯活動の推進</b>                      患者会や精神病患者の自助会、セルフヘルプグループを育成すること検討して欲しい。これにより、当事者の孤立感が軽減されたり、安心して感情を吐露できるなど、犯罪の防止にもつながると考えます。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都では、「東京都安全安心まちづくり条例」に基づき、安全で安心して暮らせる東京を実現するため、防犯環境の整備や防犯ボランティアの活動支援、子供の安全対策等、地域の防犯力の強化に取り組んでいます。ご意見の、患者会や精神病患者の自助会、セルフヘルプグループを育成は、こうした都における防犯活動の取組には無いものですが、例えば、自助グループ・回復支援施設は、「一人で自分の問題から脱却することはむずかしいですが、グループメンバーと体験を共有し、分かちあい、自分の抱える問題や悩みをしっかりと直視して自分を変化させていくことができます。】【出所 厚生労働省HP「依存症対策」】とされています。問題別に様々な自助グループ・回復支援施設があるため、活動や参加支援については、区市町村、保健所、精神保健福祉センターまでご相談いただきたいと思います。</p>
21	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>オ 地域における防犯活動の推進</b>                      「社会的弱者」とされている人たちへの虐待について調査し、取組に生かして欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      この計画は、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的に策定しています。また、3つの計画の理念のうち、理念2では、「地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京」を掲げており、生きるうえでの困難や生きづらさを抱えている方々やご家族の相談を通じ、当該地域における生活課題として、その発生の防止や解決に係る体制の整備に生かされるよう支援してまいります。</p>
22	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>カ 町会・自治会活動の活性化支援</b>                      私は、家や近所では、あまり人に気を使いたくないと思っています。町会・自治会の活動や関わりを避けたいという住民がいることを理解して欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      町会・自治会は、地域コミュニティ活動や防災・防犯など、地域を支える重要な役割を担っています。そのため、都は、町会・自治会が地域の課題を解決するための取組等に対し、支援を行っています。</p>
23	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>カ 町会・自治会活動の活性化支援</b>                      「町会・自治会が大学・企業・NPO・ボランティア等との協働により、運営力の強化や、外部の新たな視点も取り入れた活性化を図れるよう、」と記載されていますが、なぜ、大学との連携が必要なのでしょう。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      町会・自治会は、地域コミュニティ活動や防災・防犯など、地域を支える重要な役割を担っています。一方で、高齢化や活動の担い手不足などにより、地域の課題に十分に対応できない町会・自治会も多くあり、その体制や取組を充実・強化していく必要があります。そのため、都は、町会・自治会が大学・企業・NPO・ボランティア等との協働により、運営力の強化や、外部の新たな視点も取り入れた活性化を図れるよう、支援を行っています。</p>
24	<p><b>（４）地域住民等による地域の多様な活動の推進</b>  <b>キ 再犯防止に関する活動の促進</b>                      「都内の刑法犯検挙人員は、全体では減少傾向にあり、特に初犯者は大きく減っています。」と記載されていますが、2024年2月8日に、「去年1年間の刑法犯罪認知件数 約70万3000件 前年比10万件超増」とNHKが報道していることから、更なる取組を希望します。                      【参考】<a href="https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240208/k10014351721000.html">https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240208/k10014351721000.html</a></p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割であり、再犯防止推進に向けた更なる取組が求められています。都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、再犯防止に向けた取組を推進していきます。</p>

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
● 第3節 テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために		
25	<p><b>（1）住宅確保要配慮者への支援</b> 近年、生涯独身という人が増えています。都営住宅においては、単身者向け住宅の供給を増やす取組をして欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 単身の方については、60歳以上の高齢者の方や一定の障害者の方、生活保護受給者など特に居住の安定を図る必要がある場合に入居資格が認められています。 都営住宅は、間取りや広さにより入居人数の基準が定められていますが、単身の方がこれまでより広い住宅にも申込みできるよう基準を緩和して、申込の機会を増やしています。</p>
26	<p><b>（1）住宅確保要配慮者への支援</b> 家賃債務保証業者について、書かれています。保証人が立てられないから家賃債務保証業者を利用しています。家賃債務保証業者が保証人を要求したり、不動産会社が緊急連絡先を親族に限定することが無いように対応して欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 都では、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居等を支援する居住支援法人の指定を行っており、登録住宅の入居者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談等の生活支援等を行う法人もあります。今後とも、居住支援法人及び居住支援協議会などの枠組みを活用した居住支援の取組を促進してまいります。なお、「家賃債務保証業者の登録制度」は国の所管となっております。</p>
27	<p><b>（2）生活困窮者への総合的な支援体制の整備</b> 「相談者が抱える課題は、経済的困窮を始め、多重債務、就職定着困難、発達障害、メンタルヘルス、ひきこもりやDV（ドメスティックバイオレンス）等の家族の問題など、多岐にわたっています。」とあります。都は、セルフヘルプグループを積極的に育成し、リストを作り、社協や福祉事務所の窓口等で配布して欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 区市等が設置する自立相談支援機関の窓口においては、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じて、地域の関係機関や民間団体等と連携し、丁寧に支援していくことが求められています。 都は、生活困窮者に対して必要な支援を実施できるように、窓口従事者向けの研修を行うとともに、支援者専用相談ラインを設置して支援に関する助言や情報提供を行う等、区市等窓口の体制強化を引き続き支援していきます。</p>
28	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b> <b>ア 高齢者への支援</b> 「認知症高齢者の推計（東京都）」が掲載されています。認知症への対策として認知症を根治するものではなく病状を遅らせるだけのレマネカブの使用は抑制して欲しい。新薬利用によるこれ以上の社会保険料の負担増は都民生活を圧迫すると思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 新しい認知症抗体医薬は、厚生労働省において、有効性・安全性等について審査が行われた上で薬事承認され、費用対効果評価や薬価算定等について検討された上で保険適用となりました。都は、認知症抗体医薬による治療について、都民の正しい理解の促進を図るとともに専門職の人材育成等を進めていきます。 あわせて、認知症の早期診断・早期対応、見守りネットワークの構築など、本人や家族が安心して暮らせる地域づくりを進め、認知症の人の社会参加を応援し、認知症の人が社会の一員として尊重され、希望をもって暮らせる東京を実現していきます。</p>
29	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b> <b>イ 障害者（児）への支援</b> ＜精神障害者保健福祉手帳所持者推移（等級別）＞を見ると、右肩上がりで増えていることがわかります。パワーハラスメントやデジタルストレスが増すなか、歯止めをかける対策を検討する必要があると思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 都では、3か所の精神保健福祉センターにおいて、こころの健康の保持と向上を目的として、こころの健康相談やアルコール、薬物等の依存症など、精神保健福祉全般について電話や来所による相談を受けるとともに、広報誌やイベント等、広報普及活動を行っています。また、精神保健福祉に関する専門的機関として、地域の保健所や医療機関・関係施設などと連携し、地域保健福祉の向上のための活動をしています。 なお、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
30	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>イ 障害者（児）への支援</b>                      「取組の方向性」において、「障害者に対する就労支援の充実・強化に取り組みます。」とありますが、大人の障害者について、障害を生かした働き方を開発して欲しいと思います。例えば、公共施設の設計など、身体に障害のある方が雇用されていれば、設計段階からその意見を活かすことができます。また、セルフヘルプグループの運営者という働き方もあると思います。このようなかたちで給料がもらえる仕組みを考えて欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都は、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るために、障害者の就労支援機関等の職員を対象に、企業と障害者のマッチングに関する研修等を実施し、支援力の向上を図っています。</p>
31	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>イ 障害者（児）への支援</b>                      「福祉施設の受注機会の拡大と工賃向上の推進」とありますが、精神障害者として就労継続支援B型事業所に通所していた時に、わずかな工賃しか受け取ることができないばかりか、ハラスメントを行う利用者の処分もされず、軽んぜられていました。障害者の生活が成り立つように取組を進めて欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      東京都では、東京都工賃向上計画を策定し、就労支援に取り組む事業所に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、都内事業所の工賃水準の向上を目指しています。</p>
32	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>オ ヤングケアラーへの支援</b>                      児童は働かせてはなりません。ヤングケアラーへの支援では、積極的な取組を希望します。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      東京都では、ヤングケアラーについての正しい知識を浸透させ、社会的な認知度を向上させることを目指し、普及啓発に取り組んでいきます。また、ヤングケアラーを発見・把握した場合に、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職であるヤングケアラー・コーディネーターの配置促進のほか、ヤングケアラーを対象とした悩み相談をはじめとする、ピアサポート等を実施する支援者団体への補助を促進していきます。</p>
33	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>ク 自殺対策</b>                      自殺対策について、記載が不足しているのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都の自殺対策については、「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次）」に基づいて推進しております。この計画には、関係する施策の一部を記載しております。</p>
34	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>ク 自殺対策</b>                      自殺対策の検討は、大学との連携を避けて行ってはどうでしょうか。大学教授の権威からその意見が反映され、採用されていると思います。自治体が自ら調査や研究を通じて、自殺対策について考えることが必要だと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都が目指す、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現においては、大学もまた、学生の自殺防止という点で、共同して対策を進める主体であるとともに、大学での研究成果等は、自殺対策を進めるにあたり重要な知見であると考えております。引き続き、大学関係者も含めた関係機関、民間団体等の有識者の方々の御意見をお伺いするとともに、都としても自殺の実態の把握、分析等を実施し、自殺対策を進めてまいります。</p>

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
35	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>ク 自殺対策</b>                      自殺の背景はさまざまですが、スラムツーリズムを禁止するか、自粛するよう呼びかけて欲しいと思います。スラムツーリズムにより、社会的弱者が住んでいる地域に、観光客が誘致されています。そこに住まわれている方は、そこしか住む場所がないから、そこに住んでいます。住民の生活が脅かされることなく、守られるようにして欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      施策の検討や立案に際しては、対象地域を訪問したり、そこで生活されている方々に対する調査等を行うことがあります。一方で、その地域で生活されている方々にとっては、こうした訪問や調査に不快感を感じたり、不愉快に思われる方がいるかも知れません。                      この計画では、理念1において、「誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京」を掲げており、地域で生活される方々にとって安心して暮らすことができる地域となるよう、地域福祉の推進に取り組んでまいります。</p>
36	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>ク 自殺対策</b>                      自殺対策について、東京都立精神保健福祉センターでの調査研究など、研究の充実を図り、自殺対策に活かして欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      今後も精神保健福祉センターと連携して、自殺対策を進めてまいります。</p>
37	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>ク 自殺対策</b>                      都は自殺対策として、精神病患者さんの患者会、自助会、セルフヘルプグループを積極的に育成するとともに、リストを作り、各地の福祉事務所や公共施設等で配布することにより、自殺防止に取り組んで欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都では、精神保健福祉活動に携わる民間組織の育成を目的として、運営に関する助言、会議への参加等を行っています。</p>
38	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>ケ ひきこもりの方等への支援</b>                      社協等が運営するひきこもりの居場所に、社会福祉士養成課程の実習生が受け入れられたことがあります。ひきこもりの居場所にいる方にとって精神的なストレスを感じるものです。こうした事例が起こらないようにして欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都の「ひきこもり等のサポートガイドライン」では、居場所提供の目的として、当事者が、自分のペースで、自宅以外の安心できる居場所に通えるようになること、居場所での各種活動を通じて、自己の存在や生きていくこと自体への肯定感が醸成されることとしています。都では、現在、この趣旨を踏まえ、当事者やそのご家族などが安心して利用できる居場所を確保し、支援の選択肢を広げる取組を進めています。</p>
39	<p><b>（3）多様な地域生活課題への対応</b>  <b>ケ ひきこもりの方等への支援</b>                      社協等でひきこもりの居場所等が運営されていますが、男女混合での運営ではなく、女性に配慮した居場所づくりを進めて欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都の「ひきこもりに係る支援の充実に向けて（提言）」では、当事者の状況は様々であり、当事者の多様性を踏まえて、それぞれの状況と心情に合わせて、無理のない、受け入れられやすい支援を粘り強く行うことが求められています。都では、現在、この趣旨を踏まえ、当事者やそのご家族などが安心して利用できる居場所を確保し、支援の選択肢を広げる取組を進めています。</p>



# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
40	<p><b>（４）権利擁護の推進</b>  <b>ア 権利擁護に関する総合的な取組</b>                      障害者の弁護を引き受けてくれる弁護士が増えるように支援して欲しい。特に、精神障害者の弁護が得意な弁護士を増やして欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都は、弁護士、障害当事者、行政、医療、福祉、教育等の関係機関から成る「東京都障害者差別解消支援地域協議会」を設置しており、その中で差別に関する相談事例を共有するなど、各機関が連携することで適切に障害者差別に対応できるよう取り組んでいます。また、東京都障害者福祉会館では、弁護士による生活相談を受け付けています（要予約）。</p>
41	<p><b>（４）権利擁護の推進</b>  <b>ア 権利擁護に関する総合的な取組</b>                      社会的弱者に対する虐待やハラスメントが起こらないような取組をお願いします。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      この計画は、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的に策定しています。また、3つの計画の理念のうち、理念1では、「誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京」を掲げ、地域福祉を支援する取組を進めていきます。</p>
○ 地域福祉の推進に関する要望等について		
42	<p>都民が、東京ボランティア・市民活動センターや東京ウィメンズプラザ等を使って、福祉課題について、研究をしたり、勉強会を開けるように支援して欲しい。また、地域福祉を推進するうえで、施設を利用したいと思う都民やグループ活動に対し、積極的にこうした施設が貸し出されるようにして欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      東京ウィメンズプラザは、原則として男女平等を推進する活動のために使用する非営利団体に会議室等の貸出しを行っておりますが、当該活動に支障がない場合には、他の活動を行う非営利団体等にも貸出しを行っております。                      また、東京ボランティア・市民活動センターでも、ボランティア・グループや市民活動団体などを対象に会議室の無料貸出等を行っております。</p>
43	<p>再犯の防止について、性犯罪は、アルコール依存症や薬物依存症等と同じで、依存症だと思えます。依存症的傾向により犯罪をした方への支援とともに、大人の女性のほか、女兒へ性加害が及ばないようにして欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      国の取組を踏まえ、都及び関係機関は、必要に応じ情報共有を図りながら、犯罪をした者等に対する特性に応じた効果的な指導・支援等を検討していきます。</p>
44	<p>障害者（児）施策において、精神障害者や精神病患者、ひきこもりの側に、大学人（教授、学生）が介入しないようにして欲しい。施策の検討においては、研究者の意見を尊重するのではなく、公務員や社協職員を育成して、調査、研究に努めて欲しい。</p>	<p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。                      都が目指す、地域共生社会の実現においては、大学もまた、地域住民や地域で活動する団体などと同じく、地域とともに創っていく主体であると考えております。                      都では、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、どのような状況においても人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して引き続き施策を行うとともに、そのために必要な人材の確保・育成・定着を進めて参ります。</p>

# 「東京都地域福祉支援計画中間見直し（案）」パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：3名（個人：3、法人：0） ◆意見総数：48件

No.	御意見	東京都としての考え方
45	精神障害者の地域移行において、地域の人々が安心して生活できるようにするとともに、医療保護入院制度により、他害によって、地域住民が事件や事故に巻き込まれないようにして欲しいと思います。	ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 精神保健福祉法が定める医療保護入院制度を適切に運用し、関係機関と連携しながら、精神障害者の地域移行に努めて参ります。
○ 東京都地域福祉支援計画に対する要望等について		
46	高齢者、障害者、児童虐待について、項目を設けて欲しい。	ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 この計画では、「高齢者への支援」「障害者（児）への支援」「子供・子育て支援」の各項目を設けております。なお、個別計画としては、「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都障害者・障害児施策推進計画」「東京都子供・子育て支援総合計画」が策定されており、この計画の策定及び今回の中間見直しに際しては、これら福祉分野の各計画及び関連する各種計画と整合性を図りつつ策定しています。
47	障害者差別について、記載して欲しい。神奈川県地域福祉支援計画では、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～」を基本目標としており、これを参考として欲しい。	ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 この計画は、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的に策定しています。また、3つの計画の理念のうち、理念1では、「誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京」を掲げ、地域福祉を支援する取組を進めていきます。
○ 東京都地域福祉支援計画推進委員会について		
48	この見直し案を作っている委員会の人選が、都庁職員、学識経験者（全員が大学教授）、社協職員、区市町村職員が委員のようで、偏っているのではないのでしょうか。多彩な人たちが参画してこそその福祉計画だと思います。東京都の男女共同参画の担当者、女性の精神科医や弁護士等も良いと思います。人選について工夫されることを希望します。	ご意見をお寄せいただきありがとうございます。 この委員会では、男性委員と女性委員のバランスだけでなく、東京都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱に従い、（1）学識経験を有する者、（2）地域福祉又は社会福祉の推進を図ることを目的とする団体の職員、（3）区市町村職員、のバランスも図りながら構成しています。また、都民の声を直接、この計画へ反映させるため、パブリックコメントの募集も実施しています。次回の第三期計画の策定においては、新たな地域生活課題への対応や社会情勢の変化等を踏まえて、委員の構成について検討して参ります。